

# 文化スポーツ活動の大会遠征費等 補助金事業の変更について

令和8年4月1日申請分から適用

南部町教育委員会社会教育課 名川B&G海洋センター

# Ⅰ 事業の概要

事業名：南部町児童生徒文化活動・スポーツ大会等出場補助金

概要：南部町在住の児童生徒の文化・スポーツ活動を振興し、健全な人材育成を図るため、町内外で開催される各種大会等への出場に要する経費の一部を本年度の予算の範囲内で補助を行います。

対象大会：審査会、地区予選大会、選考会、ランキング等の選抜手続きを経て出場する県大会以上の大会のうち、補助金要綱別表第4に規定する大会

補助対象：（１）町内認定地域クラブに所属している児童・生徒  
（２）町内スポーツ少年団に所属している児童・生徒  
（３）南部町文化協会に加盟している文化活動団体に所属している児童・生徒  
（４）上記のほか町外スポーツ団体及び文化活動団体等に所属する児童・生徒  
※学校管理下の部活動で大会に出場する場合を除きます。

補助率等：補助率：補助対象経費の9割

補助上限額：年間150,000円/1名まで

対象経費：参加費、プログラム購入費、宿泊費、交通費、自動車燃料費、自動車借り上げ料、通行料 等

※対象経費については科目毎に計算方法が異なりますので、申請の際にご確認ください。

## 2 主な変更点

摘要	変更前	変更後
対象大会	予選会や選抜手続きを経て出場する県大会以上の大会	<p><b><u>主催団体、大会の趣旨目的を考慮し、対象とする大会を整理</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対象となる大会の例           <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本スポーツ協会主催大会</li> <li>・県吹奏楽連盟主催大会 ほか</li> </ul> </li> <li>●対象外となる大会の例           <ul style="list-style-type: none"> <li>・実行委員会、市町村主催大会 ほか</li> </ul> </li> </ul>
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊費（上限7,350円/1泊）</li> <li>・自動車燃料費（実費）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊費、自動車燃料費ともに町条例の規定を準用</li> <li>・団体で出場する場合の自動車燃料費は <b><u>4人乗車/1台</u></b>として換算</li> </ul>
補助上限	補助上限なし（補助対象経費の9割を補助）	<p>補助上限を設定します。（補助率変更なし）</p> <p><b><u>年間：150,000円/1人を上限</u></b></p>
申請方法	<p><u>スポ少、町内児童文化団体</u> ⇒ <u>団体申請</u></p> <p>町外スポーツクラブ加入者 ⇒ 個人申請</p>	<p><b><u>一律個人申請</u></b>とします。</p> <p>※団体については、申請、受領等の手続きを所属チーム代表者に委任できることとします。</p>
申請時期	<p>スポ少、町内児童文化団体 ⇒ 団体申請</p> <p><u>町外スポーツクラブ加入者</u> ⇒ <b><u>事後申請</u></b></p>	<p><b><u>一律事前申請</u></b>とします。</p> <p>※事前に概算の経費積算や、移動・宿泊の方法等についてヒアリングを行います。</p>

# 3 変更の趣旨

摘要	変更の課題	変更の目的
対象大会	予選等を経た大会であればどのような大会でも対象 ⇒ 公的な団体が主催する大会以外の大会も対象となるなど、基準が曖昧である	大会の基準を設けることにより、対象を明確にすることで公正かつ適正な補助金の運用を図る
対象経費	・ 宿泊費上限が社会的実情と比較し安価である ・ 同一の大会であっても申請者毎に燃料費の金額が異なり、不平等が生じている	・ 宿泊費上限を上げ、申請者の負担を軽減する。 ・ 燃料費の算定を揃えることで、平等性が担保される。
補助上限	同一個人やチームが制限なく申請できる仕組み ⇒ 予算の枯渇により、申請不可となるケースが見込まれ、平等な制度運用が困難となる。	補助上限を設け、より多くの方が平等に制度を活用できるように整理
申請方法	部活動の地域移行等により、町外児童・生徒が町内団体に加入するケースが散見されている ⇒ 団体申請であれば町民ではない方に対しても支援を行う必要が出てくる	一律個人申請とすることで、町民のみへの支援体制を確保 ※事務手続きはチームの代表者に委任できるようにし、事務手続きの負担を極力従来と同等となるように整理
申請時期	町外スポーツクラブ加入者は事後申請 ⇒ 年度末の大会が申請までの時間的余裕がなく、申請が間に合わないケースがある。	一律事前申請とすることで、報告までの期間に余裕が生まれる

# 4 変更の詳細 I

## (1) 対象大会

変更前：予選会や選抜手続きを経て出場する県大会以上の大会

変更後：主催団体、大会の趣旨目的を考慮し、対象とする大会を整理

対象となる大会 ⇒ 別紙資料 I 参照

【具体例】今後対象とならない可能性のある大会

大会名	理由
東松島市長杯 C B S 少年軟式野球 6 年生東北大会 ※関連大会含む	<ul style="list-style-type: none"><li>・実行委員会が主催、主管する大会であるため</li><li>・選抜の方法が不透明であるため</li></ul>
東北選抜学童野球大会※関連大会含む	<ul style="list-style-type: none"><li>・企業主催の大会であり、主管団体も公的団体ではないため</li></ul>
文部科学大臣杯全国選抜少年剣道大会	<ul style="list-style-type: none"><li>・武道館が主催、主管する大会であるため</li><li>・選抜の方法が不透明であるため</li></ul>

※あくまでも昨年度の申請書類より推察したものであり、再度詳細を確認し、適正と認められた場合は対象となります。また、例示の大会以外にも対象外となる場合があります。

# 4 変更の詳細Ⅱ

## (2) 対象経費

### ① 宿泊費

変更前：宿泊費（上限7,350円/1泊）

変更後：町条例の規定を準用して計算（別紙資料2参照）

※大会期間が3日以上となる場合で、大会経過によりそれ以上の大会参加が不可となった場合、その日以降の宿泊費は対象としません。また後泊は認めません。

#### 【例】

時期	大会1日目	大会2日目	大会3日目	大会4日目
大会経過	勝ち残り	勝ち残り	敗退	—
当日夜宿泊	対象	対象	対象外	対象外

### ② 自動車燃料費

変更前：実費により支給

変更後：町条例の規定を準用して計算

#### 【算定方法】

出発場所から大会会場までの距離 × 25円/1km により算定

# 4 変更の詳細Ⅲ

## (3) 補助上限

変更前：補助上限なし（補助対象経費の9割を補助）

変更後：年間：150,000円/1人を上限

【例】同じ申請者が年度内に複数回申請を行った場合（大会時期はA⇒Cの順）

対象事業	A大会	B大会	C大会	合計
申請額	80,000円	60,000円	40,000円	180,000円
決定額	80,000円	60,000円	10,000円	150,000円

## (4) 申請方法

変更前：スポ少、町内児童文化団体 ⇒ 団体申請

変更後：一律個人申請に変更

※申請書様式第4号の提出により、申請、受領等の手続きを所属チーム代表者に委任できます。

# 4 変更の詳細Ⅳ

## (5) 申請時期

変更前：町外スポーツクラブ加入者 ⇒ 事後申請

変更後：一律事前申請に変更

### 【申請時期・提出書類】

時期	提出書類	申請の時期
交付申請時	(1) 補助金交付申請書(様式1号) (2) 事業費計算書(様式2号) (3) 開催要項等 (4) 大会参加申込書、メンバー表等 (5) 予選の経過がわかる書類。推薦、選抜を証明する書類。 (6) 委任状(様式第4号)	出場する大会開始日の10日前まで
実績報告時	(1) 補助事業等実績報告書(様式第7号) (2) 事業費清算書(様式第8号) (3) 領収書等(経費の精算を証明する書類) (4) 大会の結果がわかる書類	(1) 大会が終了した日から60日後まで期間 (2) 令和9年4月10日 のどちらか早い日

※ 領収書など支払いを証明する書類が確認できない場合は当該経費について補助の対象とすることはできませんのでご注意ください。

# 5 領収書提出時の注意事項

【経費をひとまとめにした領収書の例】

領 収 書  
南部 太郎 様

¥ 30,000 -

第●回●●杯 東北××××選手権大会遠征費として  
令和8年5月1日上記正に領収しました

チーム南部 代表 南部 次郎

上記のような領収書のみでは、申請を受付することができません。  
必ず明細書を添付してください。

【参考明細書】

遠征費明細書

チーム名：チーム南部  
大会名：第●回●●杯 東北××××選手権大会  
日程：令和8年5月2日から5月3日  
参加人数：10名

当該大会申込時に大会主催者に提出した書類に記載の人数（監督、コーチなど含む）

押印または署名のないものは対象外となります。

経費明細

項目	内訳	金額	備考
参加費	1名あたり	3,000円	30,000円/10人
宿泊費	1泊分	10,000円	
食費	弁当など	2,000円	
交通費	新幹線代	9,640円	八戸→仙台（往復）
雑費	1名あたり	5,360円	謝礼、共用品等
合計		30,000円	

チーム南部 代表 南部 次郎

※明細の中から対象外経費を抽出して積算します。

※経費の按分を行う場合は当該大会における監督、コーチ、選手等の登録に係る書類に記載の人数で計算をしてください。

経費をひとまとめにした領収書を証明書類とする場合は、必ず各科目の領収書（全体でかかった経費がわかるもの）または明細書を添付してください。

明細が確認できない場合は対象とすることはできません。

また、領収書や明細書が個人で作成可能な書類（押印または署名のないもの）であると判断した場合は、再度提出を依頼することがあります。

# 6 申請の流れ I (精算払い)

申請者

①大会の10日前までに  
申請書類を揃えて申請

申請

審査

①申請内容審査  
不備等あれば連絡

交付  
決定

②申請書受理の後、  
決定通知書を申請者へ送付

実績  
報告

③大会終了後、期日  
までに報告書類を揃  
えて実績報告

審査

③報告内容審査  
不備等あれば連絡

交付額  
確定

④報告書受理の後、  
確定通知書を申請者へ送付

支払

④確定通知受領後  
請求書を提出

⑤請求書受理後支払

社会教育課  
海洋センター

# 6 申請の流れⅡ（概算払い）

申請者

①大会の10日前までに  
申請書類を揃えて申請

申請

審査

交付  
決定

支払

実績  
報告

審査

交付額  
確定

精算

①申請内容審査  
不備等あれば連絡

②申請書受理の後、  
決定通知書を申請者へ送付

③請求書受理後支払

③大会終了後期日ま  
でに報告書類を揃えて  
実績報告

②決定通知受領後  
請求書を提出

④報告内容審査  
不備等あれば連絡

⑤報告書受理の後、  
確定通知書を申請者へ送付

④精算処理  
※過払いの場合は戻入  
不足の場合は追給

⑥精算処理  
※過払いの場合は戻入  
不足の場合は追給

社会教育課  
海洋センター

# 7 お問い合わせ・申請先

文化活動関係 . . . 南部町教育委員会 社会教育課社会教育班 南部町役場 2階

TEL : 0178-38-5969 Fax : 0178-38-5979

スポーツ活動関係 . . . 南部町教育委員会 社会教育課社会体育班 名川B&G海洋センター

TEL : 0178-76-3310 Fax : 0178-76-3137

【補助金HP二次元コード】



【ご質問用フォーム二次元コード】



※フォームにいただいたご質問の内容の回答については随時HPに掲載します。